

<親権者変更（親権者行方不明・死亡等を除く。）調停（審判）を申し立てる方へ>

1 概要

離婚の際に未成年の子がいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後親権者を変更しようとするときは、必ず家庭裁判所の調停又は審判によらなければなりません。

親権者の変更は、両親の円満な話合いで解決することが望ましい事柄であるため、まず調停での話し合いを行うのが原則です（親権者が死亡、あるいは行方不明である等調停に出席できない場合、その他特に事情のあるときには、調停を経ずに親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

調停手続では、申立人（あなた）が親権者の変更を希望する事情や相手方の意向、今までの養育状況、双方の家庭状況、子の意向等について事情をお聴きしたり、必要に応じて資料を提出していただくなどして、子の福祉にかなうよう話し合いを進めます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・対象となる子（未成年者）1人につき1200円
- 連絡用の郵便切手・・100円×2枚、82円×8枚、10円×10枚、5円×2枚 合計966円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書3通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口に3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

- 事情説明書1通（審判の場合は、裁判所用原本1通及び相手方用のコピー1通）
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 申立人、相手方及び子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明）各1通
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 手続で必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出して下さい。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 調停手続で書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出してください。
- ・ 審判手続では、書類等を提出する場合には、必ず裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、審判期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

- マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

しかし、調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された書類等のうち、親権者を変更するかどうかの判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることになります。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

6 申立先

調停の場合には相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判の場合には子の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができておらず、申立書とともに管轄合意書を提出していただいきたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聴きながら話し合いを進めています。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護の状況等について調査を行う場合もあります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。
手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。

